特集2

誰もが自分らしく 大切なみんなの人権

部落差別の解消に向けて

「部落差別解消推進法」の施行から10年

● **11月は「同和運動推進月間」です**



自分自身や大切に思う人が生まれた場所や住む場所だけで差別されたら、あなたはどう思いますか。

「部落差別解消推進法」の施行から、本年12月で10年を迎えます。

県においても「部落差別解消推進条例」に基づき、部落差別の解消に取り組んでいますが、同和地区を避ける目的で行政機関に所在地を問い合わせるなどの差別がいまだに発生しています。

部落差別は決して過去の問題ではありません。一日も早く部落差別が解消されるよう、皆さんのご協力をお願いします。

問 人権政策課
TEL 073-441-2561 FAX 073-433-4540

インターネット上の誹謗中傷は許されません



インターネットは私たちの生活を便利にしてくれる一方、誹謗中傷などの投稿も非常に多く、深刻な社会問題となっています。

昨年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大手SNSや動画投稿サイトでは、投稿の削除基準や削除申出窓口を分かりやすく表示するなどの取組が行われています。

県でも削除申出の手法など、被害に遭われた方への支援を行っていますので、被害を受けた際は一人で悩まず相談してください。

画面の向こうには、あなたの投稿を読む人がいます。相手への思いやりの心をもってインターネットを利用しましょう。

ヘルプマーク

外見からは障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるよう考案されたものです。

ヘルプマークを利用している方を見かけたら、必要に応じて声をかけてサポートするなど、配慮をお願いします。



ヘルプマーク▲

問 障害福祉課
TEL 073-441-2530
FAX 073-432-5567



あいサポート運動

あいサポート運動とは、さまざまな障害の特性、障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、ちょっとした手助けや配慮などを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

人により、障害の程度や状態はさまざまです。外見からはわからないために、周囲に理解されず困っている方もいます。

県では、ちょっとした手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の養成と、運動の趣旨を理解し、推進に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定、あいサポート運動の推進役・講師役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成に取り組んでいます。

皆さんもあいサポーターになって、あいサポート運動の輪を広げていきませんか。

あいサポート運動についてはこちら▶

こどもを虐待から守るために

● **11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です**



オレンジリボン

「児童虐待」は、主に次の4つに分類されます。

- **身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる** など
- **性的虐待：こどもへの性的行為、性的行為を見せる** など
- **ネグレクト：食事を与えない、病院に連れて行かない** など
- **心理的虐待：脅かす、無視する、こどもの目の前で家族に暴力をふるう（面前DV）** など

しつけと称して、「たたく」「大声で怒鳴る」行為は、こどもの心身を傷つける虐待にあたります。

虐待かもと思ったときや、子育てに悩んだときは、右記へご連絡ください。

あなたの電話が、こどもを守る力になります。

- TEL:**189** ※通話料無料、匿名可
- TEL:**0120-189-783** ※通話料無料、匿名可
- **親子のための相談LINE**
 平日10:00～20:00
 親子のための相談LINEについてはこちら▶

こどもの権利について

「児童の権利に関する条約」では、世界中すべてのこどもが持つ権利が54条にわたって定められています。条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

1. **差別の禁止**
2. **児童の最善の利益**
3. **生命、生存および発達に対する権利**
4. **児童の意見の尊重**

このうちの「児童の意見の尊重」について、県では、こどもの意見表明や申立を支援する「こどもの権利擁護事業」に取り組んでいます。





【県の取組】

こどもの意見表明を支援

- 一時保護施設、児童福祉施設、里親家庭等を訪問して面談を行い、こどもの声を大人に届ける。

児童福祉審議会へ意見の申立

- こどもが希望した場合、審議会への申立等をこども自身が行うことを支援する。
- 審議会で調査や審議を行い、関係行政機関へ意見を具申する。

問 こども支援課
TEL 073-441-2490 FAX 073-441-2491